

仕様書

受注者は、この仕様書に基づき、盛岡市飯岡農業構造改善センター及び盛岡市都南老人福祉センターの清掃管理業務を誠実に実施しなければならない。

この仕様書に示されない事項又は疑義が生じた場合は、指定管理者及び受注者互いに協議の上実施するものとする。

- 1 件 名 飯岡農業構造改善センター及び盛岡市都南老人福祉センター清掃管理業務委託
- 2 履行場所及び建物面積
 - (1) 盛岡市飯岡農業構造改善センター及び盛岡市都南老人福祉センターの敷地内
 - (2) 床面積 1319.46 m² (1階面積 893.15 m² 2階面積 426.31 m²)
- 3 契約方法
清掃管理業務委託契約とし、委託料については総額を12等分した金額を支払うものとする。ただし、端数が生じた場合は最初の月で調整するものとする。
- 4 契約期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日
- 5 清掃管理業務の作業範囲及び方法
清掃の作業範囲は原則として別表のとおりとする。(屋外の清掃、草取り等を含む。)
なお、管理業務の範囲は用具諸材料(トイレットペーパーや洗剤等)の補充、各部屋の照明及び建具等の設備の点検とする。
- 6 作業日と作業時間
 - (1) 作業日数は年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除く○曜日週1日を原則とする。ただし、指定された日に作業できない場合は、指定管理者及び受注者互いに協議のうえ直近の日に振り替えて作業するものとする。なお、その場合であっても翌月に振り替えないものとする。
 - (2) 作業時間は原則として午前8時30分から正午までの間に実施すること。
- 7 清掃用具及び諸材料費等
 - (1) 清掃及び草取り作業に使用する清掃用具及び諸材料(トイレットペーパーや洗剤等)は、指定管理者が負担するものとする。
 - (2) 作業に必要な電気、ガス、水道については、指定管理者が負担することとするが、その使用にあたっては、極力節減に努めること。
 - (3) 管理業務により発見した不具合箇所の修繕等に係る負担は、市又は指定管理者が行うものとする。
- 8 作業上の留意点
 - (1) 作業中の安全管理及び火気には充分留意すること。
 - (2) 作業においては、備品類は原則としてそのままの位置で作業すること。なお、椅

子やその他簡単に移動できるものは、必要に応じて移動して清掃すること。

- (3) 作業の実施にあたっては、指定管理者の業務に支障を及ぼさないように配慮すること。

なお、指定管理者も極力清掃管理業務の遂行に協力するものとする。

- (4) 作業中に設備等の不具合箇所及び設備を発見した際には、速やかにその旨を発注者に報告し、指示を受けるものとする。

9 ゴミの処理

収集したゴミは、分類毎に指定管理者が指示するゴミ収集所に、散乱しないように搬出及び集積すること。

また、ゴミの分類毎に計量し報告すること。

10 業務完了報告

日々の作業完了後に、清掃管理業務完了確認書に押印し、指定管理者の検査を受けるものとする。